

秩父市サインモニュメント作成業務委託公募型プロポーザル審査基準

この審査基準は、秩父市サインモニュメント作成業務（以下「本業務」という）において業務を委託する優先交渉権者を選定するための審査基準を次のとおり定める。

1 優先交渉権者の選定方法

本業務の「秩父市サインモニュメント作成業務委託公募型プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）に基づき、提案者から提出された資料の内容について、秩父市が定める審査員が適正かつ総合的に審査した結果により、優先交渉権者を選定する。

2 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める募集要項に規定した必要な書類を期限内にすべて提出した事業者。
- (2) 募集要項により、適正に書類を作成した事業者。

3 審査方法等

(1) 審査方法

秩父市サインモニュメント作成業務委託審査会（以下「審査会」という）を設置し、提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を実施し、最適な優先交渉権者を決定する。

(2) 審査員

秩父市及び事業関係者7名以内で担当する。

(3) 配点及び審査基準

配点及び審査基準は「別紙1」のとおりとする。

審査の結果、点数が同じであった場合は、審査会で話し合いにより決定する。

なお、審査による評価点の合計が、満点の2分の1（採点基準）に満たないときは失格とする。

(4) 提案者が一提案者のみの場合について

審査会がプロポーザル募集要項、仕様書等を満たすと判断した場合は、その一提案者を優先交渉権者として決定する。

(5) 審査結果の発表

審査結果については、審査会終了後準備が整いしだい文書で通知する。また、評価点及び優先交渉権者を秩父市ホームページに掲載する。

別紙1

【審査基準】

評価は各項目5点満点で採点し、係数を乗じた配点とする。

評価項目	審査基準	係数	配点
(1) 企画内容	①本業務に対する基本的な考え方が具体的かつ適切か	×3	15
	②仕様に合った内容となっているか	×3	15
	③創意工夫・提案がみられるか	×3	15
	④独自の視点や提案は本業務において有効かつ実現可能か	×3	15
	⑤具体的なランニングコストを想定し設計されているか	×2	10
(2) 実施体制	⑥本業務を実施する体制は十分なスタッフで構成されているか	×2	10
(3) 制作スケジュール	⑦業務遂行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか	×2	10
(4) 概算見積書	⑧見積金額・積算内容は提案内容に見合うものか	×2	10
合計		-	100